

国籍を越えた神の国をめざして

日本カトリック司教協議会
社会司教委員会

兄弟姉妹である皆さん

教会は移動する人々をあたたく迎え入れ、彼らに奉仕する使命をもっています。わたしたち司教は、これらの責務を改めて確認し、ここにメッセージを発表することにいたしました。

移住―出会いの旅

1 「移住」は、救いの歴史、また神の国の発展に深いかかわりがある社会的現象です。先祖アブラハムは神の命令により、祖国を離れてカナン之地へと旅立ちました。それは、救い主を準備したイスラエルの民がカナンの地に定着するためでした。そして、救いの完成である神の国の到来まで、神の民の旅は続いています。

かつて日本が貧しかったとき、北米、南米、アジア諸国に、およそ百万人もの人々が移住しました。現在、日系人と呼ばれる彼らの子孫は百三十万余人におよび、そのなかにはカトリック信者も少なくありません。近年、豊かになった日本を訪れるさま

さまざまな国籍の人々が急増しています。そのうち、日本に滞在している外国人は、超過滞在者を含めておよそ五十万人といわれています。これらの人々のなかにはカトリック教会を訪れる人も多く、カトリック信者は少なくとも十万人から二十万人程度と推定されます。今日、日本の教会は次のような在日、滞日外国人と絶え間なく出会い、とくにさまざまな理由で支援、保護、援助を必要としている人々とかかわっています。

- ① 外国人労働者
- ② 難民
- ③ 留学生、就学生
- ④ 中国残留日本人孤児とその家族
- ⑤ 国際結婚による外国人配偶者とその家族
- ⑥ 寄港する各国の船員
- ⑦ 戦前、戦中の植民地時代に出稼ぎ、または強制連行によって日本に来た韓国・朝鮮・台湾・中国の人とその子孫
- ⑧ 性暴力やさまざまな搾取に苦しむ外国人女性
- ⑨ 刑に服したり、取り調べを受けたたりしている滞日外国人

このような人々との出会いによって、わたしたちが彼らとともに生き、ともに働き、ともに祈ることを学ぶ教会や社会をめざすならば、日本の教会と社会に福音的変革がもたらされると思います。

出会いのなかのおもな問題点

2 現実の日本の社会では、人種、性、言語、文化、生活習慣、法律、宗教などの違いが人々に脅威を与え、差別や排外主義をさらに深める現象が見られます。残念ながら、最近、教会のなかでさえもそのような動きがあるように思われます。一方、外国から移動してきた人々とその家族は、社会的基盤がなく、生活状況が不安定であるため、住居と職場の問題で疎外されがちです。多くの人々が、日本の法律によって保護されていないために、弱い立場におかれ、非人道的に利用されることもあります。とくに女性への性暴力、搾取は絶えることはありません。

現在、日本の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)は、外国人の在留について二十八の資格を定めていますが、労働を目的とする入国を認めていません。また、在留

資格ごとに許される活動を厳しく規制しています。そのために多くの人々は、興業、留学、就学、研修、あるいは観光などの名目で入国しています。このような状況のもとで多くの問題が生じています。そのおもなものは超過滞在による資格外労働、賃金の不払い、労働災害、医療・社会保険の欠如、女性の人身売買、研修制度の不備、国際結婚とその子どもの教育などにかかわる問題です。

「違い」を超えて―教会の普遍性のあかし

3 わたしたちキリスト者は、キリストにおいてだれとでも一つとなるように招かれています。日本の教会にとって、今がその好機であることをけっして見失ってはなりません。教会はあらゆる世代、地域、生活習慣、文化と交わり、互いの相違を包容していくべき共同体です。互いの違いから生じる摩擦と痛みを体験することにより、回心の機会が与えられます。この回心を伴うかかわりによって、教会はさらに豊かになっていくのです。民族の違いをとおして生きようと努力することは、他者に対して自分の生活形態を押しつけるという同化を強いることではなく、一緒に生きる新しい

社会、文化を生み出すことになるでしょう。

教会にとって、移動する人々は、キリストにおける兄弟姉妹なのです。彼らを歓迎するにとどまらず、さまざまな違いと共存できる共同体をつくり上げていく努力によってこそ、普遍的な教会を社会にあかしすることができるのです。

日本の教会は、けっして日本人だけの教会ではありません。キリストによって始められた教会は、異なる国籍の人々との出会いをとおして、新しい人間性を築いていく神の国をあかししていきます。ガラテヤの信者にあてた聖パウロの次の教えは、まさに現在のわたしたちへのメッセージでもあります。

「あなたがたは皆、信仰により、キリスト・イエスに結ばれて神の子なのです。洗礼を受けてキリストに結ばれたあなたがたは皆、キリストを着ているからです。そこではもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由な身分の者もなく、男も女もありません。あなたがたは皆、キリスト・イエスにおいて一つだからです」(ガラテヤ 3・26―28)。

教会を訪れる人、また教会がかかわるすべての人が、キリストに出会う者の喜びを分かち合うことができれば幸いです。

4 多くの国の人々が家族や祖国を離れ、民族、宗教、言葉、文化の異なる日本へ移って生活している現実には、まさに「時のしるし」です。この「時のしるし」は、国籍を越えた神の国をめざしている日本の教会にとつての新しい挑戦でもあり、新しい福音宣教の展開の可能性を指し示すものでもあります。現に、日本の各地で多数の信徒、修道者、司祭が献身的なかかわりをもち続けていることは高く評価されています。しかし、今や時のしるしへの対応は、一部の信者だけのわざでなく、日本の教会全体が取り組まなければならない課題です。そのおもなものは次のとおりです。

a 市民運動や行政とともに取り組む課題

① 日本で生活していくうえで助けとなる、法律の知識、日本の生活習慣や料理、日本語などについてのオリエンテーションやセミナーを企画する。

② 多発している人権侵害に対して率先して人権擁護のために働く。医療、労働災害、不当解雇、賃金不払い、就職、住居探し、超過滞在者の結婚、滞在延期などの問題のために働き、協力する。

- ③ 緊急避難所を設置し、市民グループと連携して共同使用できるように努力する。
 - ④ 国際結婚の家庭の必要性に応じて、各国の事情、日本での生活事情、子どもや配偶者への教育などについて彼らと対策を考える。
 - ⑤ 現「出入国管理及び難民認定法」のもとで「非合法」とされ、人権を無視されている人々が「合法化」されるように取り組む。
 - ⑥ 「出入国管理及び難民認定法」が基本的人権に基づいた法令となるように努力する。
 - ⑦ 一九九〇年十二月十八日国連総会で成立した、初めての外国人労働者保護条約「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」について教会の信者も学び、日本においても批准されるように、市民の運動とともに取り組む。
 - ⑧ 移住労働者の送り出し国・受け入れ国・通過国の諸関係、経済的・政治的背景、その他の課題について、相互の理解を深める努力をする。
 - ⑨ 以上の諸活動をするために、まず自分たちが学習を始める。そして何をどのよう
にできるかを見いだしていく。
- b 教会独自の課題（おもに教区レベルで行い、小教区に徹底させるべき課題）
- ① 日本の教会が、日本人、外国人とともに生きる教会であることをあかしできるよ

うにさらに努力する。

②日本カトリック司教協議会の国際協力委員会のもとにある「滞日外国人と連帯する会」の教区担当者は、当事者、小教区の責任者(司祭と信徒代表)とともに協力して、次の具体策の実現に努力する。

・外国人が積極的に典礼や秘跡に参加できるように、彼らの信仰表現を尊重し、受け入れる。外国語の典礼書も備えつけ、信仰教育に必要な研修会なども計画する。

・国籍を問わず、小教区への所属を認め、外国人とのコミュニケーションをはかる場をつくる。姓名は本人の尊厳を表す尊重すべき重大なものであるため、記名はカタカナではなくできるだけ原語を用い、ふりがなをつけておく。

・各教区に相談窓口が開設され、具体的な対応がなされることが望ましい。

・さまざまな国の人々とかかわるために必要な養成を、神学校や信徒・修道者・司祭の養成コースに導入する。

以上の事項について、各地で可能なことから積極的に実施していただきたいと思

ます。

国籍を越えた神の国の実現をめざすわたしたちの努力のうえに、全人類の父である神の豊かな祝福を祈りつつ。

一九九二年十一月五日

日本カトリック司教協議会
社会司教委員会

*この文書の外国語訳については、国際協力委員会にお問い合わせください。

事前に当協議会事務局に連絡することを条件に、通常の印刷物を読めない、視覚障害者その他の人のために、録音または拡大による複製を許諾する。ただし、営利を目的とするものは除く。なお、点字による複製は著作権法第37条第1項により、いっさい自由である。

国籍を越えた神の国をめざして

1993年1月20日発行

定価 50円(本体49円)

1993年4月1日第2刷発行

日本カトリック司教協議会 社会司教委員会

発行所 カトリック中央協議会

135 東京都江東区潮見2-10-10

日本カトリック会館内

☎03-5632-4411(代)
